

国際社会の動向について

○SDGs関係（持続可能な開発のための2030アジェンダ 持続可能な開発目標（抜粋））

目標1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。

目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。

2.2 5歳未満の子どもの発育障害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。

目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。

3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。

目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

4.2 2030年までに、すべての女兒及び男児が、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終わらせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。

目標11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

目標16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。

○G7 広島サミットのコミュニケ（抜粋）

「我々は、特に脆弱な状況にある妊産婦、新生児、乳幼児及び青少年を含む全ての人の包括的な性と生殖に関する健康と権利（SRHR）を更に推進することにコミットする。」

「我々は、職業教育を含め、包摂的で公平な質の高い教育の確保に向けて前進することにコミットし、強靱で生産的な社会を築くために、全ての人の生涯学習の機会を促進する。近年の危機は、子どもや若者、特に女兒や最も社会的に疎外され脆弱な状況にある人々の教育へのアクセスの減少や学習機会の損失の増大につながっている。教育は全てのSDGsの目標を達成するための触媒であるため、我々は、特にCOVID-19のパンデミック以降において教育を堅持し、より強靱な教育システムを構築する重要性を再確認する。我々は、全ての学習者の教育機会を保護し、ジェンダー平等とあらゆる多様性をもつ全ての女性及び女兒のエンパワーメントを、この点に関する世界の政府開発援助（ODA）を優先することを含め、教育において、また、教育を通じて推進するというG7のこれまでのコミットメントを堅持することを改めて表明する。我々は、2022年9月の国連事務総長による教育変革サミット（TES）を歓迎し、各国が最も疎外された子どもたちのために、より強固な教育システムを構築することを支援するための主要なパートナーである「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」や「教育を後回しにはできない基金（ECW）」、また、国連教育科学文化機関（UNESCO）や国連児童基金（UNICEF）を含む国連機関に対する継続的な支援を求める。我々はまた、教育が人権の一つであることに留意しつつ、基礎学習の重要性及び全ての学習者、特に子供たちが成長し、自らの福祉を増進するために必要な知識と技能を備えた質の高い学習機会を提供するため、G7がより公平かつ効率的な方法で人への投資を拡大する必要性を改めて表明する。」

○G20関係（G20バリ首脳宣言（抜粋）2022年11月15日－16日）

「我々は、強靱で持続可能な食料システム及び農業の構築、持続可能で働きがいのある人間らしい雇用の創出及び能力開発、包摂的な貿易、工業化及び投資の支援、生産性の向上、並びに特に中小零細企業（MSMEs）及びスタートアップにとって将来の経済の可能性を開くことにおける ものを含め、デジタル技術が様々な分野で復興及びエンパワメントの鍵となることを発見した。若者、女性、企業、監査機関、議会、科学者、労働者等、全てのステークホルダーを巻き込むことによって、社会のデジタル化に向けた我々の取組から誰一人取り残さないことを確保することが不可欠である。」

「自動化とデジタル技術の台頭は、仕事の世界を作り変え、機会と課題の両方をもたらしている。この状況に加え、新型コロナウイルスのパンデミックは、多くの国で既に存在していた不平等を悪化させ、女性、若者、高齢労働者、障害者、移住労働者に引き続き不均衡に影響を与えている。我々は、現在の傾向が労働市場に及ぼす悪影響を緩和し、自動化とデジタル技術がもたらす機会に効果的に対応しながら不平等を是正し、ジェンダー平等を促進することが、我々の最優先事項であり続けることを強調する。我々は、働きがいのある人間らしい仕事の推進と児童労働及び強制労働の撤廃にコミットしている。」

○児童の権利条約関係＜外務省HP：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>＞

- ・児童の権利条約は、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定。1989年の第44回国連総会で採択、1990年に発効。日本は1990年に署名、1994年に日本に対して効力発生。
- ・2017年から大谷美紀子弁護士が児童の権利委員会委員を務める（現在2期目）
- ・条約締約国は、児童の権利委員会に定期的に政府報告を提出。同委員会は政府報告審査の後、委員会としての提案及び一般的な性格を有する勧告を含めた総括所見を公表。